飯能市原市場の地名について　第四回

　飯能市史 通史編から徳川の時代 支配の原市場について記載文を拾い出す。
天正１８年(1590)八月、徳川家康に入り、関東を支配することになった。
家康は、ただちに城下町としての江戸の体制づくりと、家臣達への知行割をおこなっている。
　知行割は、旗本直産層を江戸近郊に置き、上級家臣は遠隔地に配置する、徳川家の蔵入地(のちの天領)を江戸近郊に集中、寺社の由緒に応じて寺社領を寄進する、という方針のもとに、榊原康政を総奉行としてすすめた結果、現埼玉域には十二名の万石以上の上級譜代家臣と五千石以上の上級家臣が置かれた。
　翌十九年から二十年にかけて、中・小家臣団の知行割も実施され、江戸から十～二十里以内に配置されている。
　徳川家直接の基盤となる蔵入地は、江戸近郊である武蔵に多く設置されたが、飯能地方も蔵入地として直接の支配下に置かれ、その統治機関として八王子に代官所が設けられ、飯能近在では青梅と高麗に陣屋が設置されたのである。
　その後、関ヶ原の戦い(慶長五年　１６００年)によって、全国的な支配権を確立した徳川家康は、論功行賞として大幅な大名の改易や転封を行っているが、当地方にはその影響が及んでいない。
＊改易とは律令制度では現職者の任を解き新任者を補任することを、鎌倉時代　・室町時代には守護・地頭の職の変更を意味した。　ウィキペディアより検索
＊転封（てんぽう）とは、知行地、所領を別の場所に移すことである。国替（くにがえ)、移封（いほう）とほぼ同義である。　　ウィキペディアより検索

　その後、大阪の陣を経て徳川幕藩体制が確立されたが、経済的基盤を掌握するために、各所で検地が実施された。それから五十年ほど後の正保年代(1644~1647)には代官所支配となっていた。
＜近世初期の村支配、原市場は日影村、唐竹村、赤内匠村、曲竹村の四村＞

　その後、寛文八年(1668)、幕府は関東地方の総検地を実施している。いよいよ徳川政権の安定期に入る、それ以後はそれぞれの村の支配者が変転し、複雑な展開をみせるようになる。江戸時代末には天領、一橋領、田安領、久留里藩領、川越藩領、寺社領、旗本知行地などと、市域の村むらが細分化されて給付されているので、地域として捉えることは困難である。
＜文政時代(1818＾1829)の村支配、原市場は一橋領：原市場、赤沢、唐竹、曲竹。田安領：上赤工,下赤工、中藤上郷、中藤中郷、中藤下郷。天領：南＞

＜幕末の村支配、原市場は一橋領：原市場(ほかに西光寺領,医王寺領)、赤沢(妙見社領,勝輪寺領,金錫寺領,本願寺領)、唐竹(ほかに白髭社領,宝性寺領)、曲竹。田安領(天保三年迄)それより弘化三年まで天領,それより幕末まで岩槻藩領：上赤工(ほかに東演寺領)下赤工、中藤下郷(ほかに円通寺領)。
田安領(天保三年迄)それより幕末まで天領：中藤上郷、中藤中郷(ほかに大正寺領)。文政八年から幕末迄、旗本采地：南村(中沢)(ほかに権五朗社,妙見寺領)。
＊天領＝幕府の直轄領。
領地＝大名の領していたところ。
采地＝旗本の領していたところ。

行政区域の変換

幕藩体制が崩壊し、薩長を中心とする新政府が樹立されると、それまでの制度があらゆる分野で改められ、次第に中央集権国家へと転換していくことになった。

地方組織や末端行政の仕組みも徐々に手がつけられ、「村」はそのまま残ったものの、その所属する県域はめまぐるしく変えられ、その都度住民はとまどいを見せている。

現在の飯能市域が、一体の県域となるのは、明治四年十一月、入間県以降のことで、それ以前は細かく分かれて、それぞれの県域での行政を行っていた。その後明治九年八月の埼玉県編入以来、今日に至っている。

大区小区制

明治二年六月、維新政府は中央集権を推し進めるため、諸藩主に版(土地)と籍(人民)を朝廷に還納する政策を打ち出した。いわゆる版籍奉還であるが、それにより、新政府は住民の戸籍を正確に把握し、統一的支配を確立する必要に迫られた。明治四年四月には戸籍法を制定、これに基づいていくつかの宿や村をあわせて区と定め、区ごとに責任者として戸長を置いて、戸籍状況を把握させるようにした。

そのためには従来の庄屋・名主の名称は好ましくないとして、明治五年四月、大政官布告により戸長・副戸長という名称に改めた。

そして同年十月、各戸長を統括する責任者として、大区に区長、小区に副区長の役職を創設した。

飯能地方は、明治四年十一月に入間県に編入されたが、そのときの所属は第四大区であり、高麗郡各村は第一小区から第十区に所属していた。原市場は第九小区所属は高麗郡八ヶ村と秩父郡二ヶ村。
原市場八ヶ村とは上赤工村、下赤工村、中藤上郷、中藤中郷、中藤下郷、

原市場村、唐竹村、赤沢村。

この後、明治十一年七月、郡区町村編成法が布告されて、郡が行政区域の単位として位置づけられたことから、大区小区制は廃止された。

その後、明治二十九年に郡廃置法による廃置分合が行われたが、このとき高麗郡という名称も廃止されて、高麗郡域のすべてが入間郡に包含されることになった。

そして、大正十二年には郡制が廃止されて、行政の単位としての郡はなくなり、再びもとのように地域の呼称として残ったのである。

資料：飯能市史 通史編

以上